

# 平成28年4月1日から国保制度の一部が改正されます

## ◇ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

医療機関における外来の機能分化を進める観点から、平成28年度から紹介状なしで500床以上の大病院等を受診する場合には、原則として、医療に要した自己負担額（1割～3割）に加え定額負担が求められます。

定額負担の額は医科（初診5,000円、再診2,500円）、歯科（初診3,000円、再診1,500円）が最低の負担金額となります。

※ ただし、救急時には定額負担が求められない場合があります。

## ◇ 入院時食事療養費の標準負担額の引き上げ

一般所得区分に該当する入院時食事療養費の標準負担額が、平成28年4月1日から1食につき360円、平成30年4月1日から1食につき460円となり、これまでの食材費相当額に加え調理費相当額の負担が求められます。

※ ただし、低所得者の負担額は引き上げが行われないほか、指定難病患者等の一般所得区分に該当する者は1食につき260円のまま据え置かれます。

## ◇ 患者申出療養の創設

国内未承認の医療技術や医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用できるようにする仕組みです。患者からの申出により国や医療機関で安全性、有効性、実施計画の内容が審査されたのち患者申出療養が実施されます。